2024年11月号



## しんくみ東海北陸健康保険組合便り

連絡先: 〒453-0015

愛知県名古屋市中村区椿町3-21

電 話:052-451-0291 FAX:052-453-3770

# 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更

厚生労働省は、令和6年10 月から適用されている制度 変更のうち主要なものをま とめ、webページに掲載して います。

### ◆被用者保険(厚生年金保 険・健康保険)の適用拡大

短時間労働者への被用者 保険の適用について、企業規 模要件が引き下げられ、現在 の従業員数 100 人超から 50 人超となります。

賃金要件(月額8.8万円以上)、労働時間要件(週労働時間20時間以上)、学生除外要件については現行のままとし、勤務期間要件(現行1年以上)については実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2か月超の要件を適用することとします。

### ◆労働関係 最低賃金額の 改定

都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定されます。時間額にして50円から84円の引上げで、最も時間額が高いのは東京都の1,163円、最も低いのは秋田県の951円となりました。

全国加重平均は1,004円から1,055円へ上昇します。51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額です。

### ◆雇用関係 教育訓練給付 の拡充

専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付に加えて、さらに受講費用の10%(合計80%)を追加で支給します。

特定一般教育訓練給付金 について、資格取得し、就職 等した場合、受講費用の10% (合計50%)を追加で支給し ます。

対象となるのは、雇用保険 被保険者および離職後1年 以内の雇用保険被保険者だった者です。

### 労働者不足の対処方法~ 厚生労働省の調査より

厚生労働省の「労働経済動 向調査(令和6年8月)の概 況」(※)が公表されており、 調査項目の1つとして、「労 働者不足の対処方法に関す る事項」が盛り込まれていま す

人手不足に悩む事業者(同調査では労働者が不足して

いる事業所の割合は 80%に 上る) にとっても参考になる ものと思われます。

(※) 令和6年8月1日現在の状況について、令和6年8月1日 ~8月7日に調査。

#### ◆労働者不足の対処方法

過去1年間(令和5年8月 ~令和6年7月)に行った労 働者不足への対処方法について、割合の大きかったものから順から見てみます。また、今後1年間(令和6年8月~令和7年7月)についての結果も見てみましょう。 (いずれも複数回答)

【1位】「正社員等採用・正社員以外から正社員への登用の増加」(過去1年間59%、今後1年間60%)。

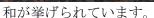
【2位】「在職者の労働条件 の改善(賃金)」(過去1年間 55%、今後1年間48%)。

【3位】「臨時、パートタイムの増加」(過去1年間40%、 今後1年間41%)

【4位】「派遣労働者の活用」 (過去1年間38%、今後1年間35%)

【5位】「求人条件の緩和」 (過去1年間36%、今後1年間34%)

求人条件の緩和内容としては、賃金、労働時間、休暇、 学歴、必要資格・経験等の緩



【6位】「離転職の防止策の 強化、又は再雇用制度、定 年延長、継続雇用」(過去1 年間 34%、今後1年間 36%)

離転職の防止策としては、 労務管理(労働条件以外の福 利厚生、労使関係など)の改 善や教育訓練の実施などが 挙げられています。再雇用制 度には定年退職者だけでな く、子育てのためにいったん 退職した女性などを再雇用 する仕組みも含まれています。

【7位】「在職者の労働条件 の改善(賃金以外)」(過去 1年間 31%、今後1年間 31%)

在職者の労働条件の改善 内容としては、休暇の取得促進、所定労働時間の削減、育 児支援や復帰支援制度の充 実などが挙げられています。

【8位】「配置転換・出向者の 受入れ」(過去1年間25%、 今後1年間24%)

【9位】「省力化投資による 生産性の向上・外注化・下 請化等」(過去1年間16%、 今後1年間19%)

### 11 月1日から自転車の危 険運転に罰則が科されま す

#### ◆道路交通法の改正

令和6年11月1日より、 自転車の「運転中のながら スマホ」と「酒気帯び運転 および幇助」に対して、新 しく罰則が適用されます。

### ◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

- ・違反者は、6か月以下の 懲役または10万円以下の罰 全
- ・交通の危険を生じさせた 場合は、1年以下の懲役ま たは30万円以下の罰金

#### ◆酒気帯び運転および幇助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

- ・違反者は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・自転車の提供者は、3年 以下の懲役または50万円以 下の罰金
- ・酒類の提供者・同乗者 は、2年以下の懲役または 30万円以下の罰金

#### ◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。また、交通の危険を生

じさせるおそれのある一定の 自転車運転の危険行為(信号 無視や指定場所一時不停止、 通行区分違反や安全運転義務 違反等)を反復して行った者 も講習制度の対象となりま す。

\*受講命令違反は、5万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自 転車だからこそ、従業員が通 勤や業務で自転車を使用する 場合、十分に注意するよう喚 起しましょう。

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】

### 令和7年4月保育所入所 申込み分就労証明書記載 の留意点

9月30日に就労証明書の新様式が定められ、10月1日より申込み受付が順次開始されています。

### ◆様式の変更点

新様式では、次の5つの記 載欄が追加されました。

- ① 入所内定時育休短縮可否
- ② 育休延長可否
- ③ 単身赴任期間(予定を含
- ④ 備考欄
- ⑤ 保護者記載欄(児童名、 生年月日、施設名、利用・ 申込み状況に関するチェッ ク欄)